

# 「滋賀県人権施策推進計画」(概要)

～すべての人が輝く滋賀をめざして～

## 第1章 計画の改定にあたって

滋賀県では、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策の総合的な推進を図るために「滋賀県人権施策基本方針」を策定するとともに、この方針を具体化した「滋賀県人権施策推進計画」に基づき、人権施策の計画的な推進を図っています。

このたび、計画の期限を迎えるにあたり、これまでの成果を踏まえるとともに、社会情勢の変化や法令等の整備に対応するため、従来の計画の見直しを行いました。計画期間は、平成28(2016)年度から平成37(2025)年度まで(10年間)です。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 命を大切にし、安心して暮らせる社会

命を大切にし、私たち自身の心身や生活が脅かされることなく安心して暮らせる社会の実現とともに、豊かな自然と人権が尊重される社会を将来の世代に引き継ぐことをめざします。

### 一人ひとりが輝く社会

一人ひとりが様々な個性を持ったかけがえのない存在として尊重され、誰もが生きがいを持って暮らせる社会の実現とともに、一人ひとりの持つあらゆる可能性や能力が発揮され、みんなが輝く社会の実現をめざします。

### 多様性を認め合う共生社会

すべての人がお互いに尊重し、理解し、助け合うことにより、世代や文化など様々な違いを超え、一人ひとりの多様性が認められ、対等な関係の中で共に生きていける社会の実現をめざします。

### ともに支え合う協働社会

県民や各種団体、企業、行政などの多様な主体が、連携を図り、それぞれの役割や特長をいかしながら、人権が尊重される豊かな滋賀をめざし、いきいきと活動する協働社会の実現をめざします。

## 第3章 人権施策の推進

- あらゆる分野において人権尊重の視点に立った行政を推進します。
- 人権施策を効果的に実施するため、関係機関が連携し、総合的に推進します。

### 《Ⅰ 基本施策の推進》

#### 1 人権意識の高揚—教育・啓発

- 人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高めます。
- 一人ひとりが能力を発揮し、自己実現を図る態度を養います。
- 様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え行動できる態度を身につけます。
- 自発的な学習のための環境づくりを行います。
- 人権教育は、家庭、学校、地域社会のそれぞれの場において積極的に取り組みます。
- 人権啓発は、様々な場・いろいろな方法での取組が充実するよう努めます。

#### 2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実

- 総合的な相談窓口の設置・運営を支援します。
- 専門的な相談窓口を充実します。
- 相談機関の連携を図ります。
- 相談窓口のPRに努めます。
- 相談員等の資質向上と体制強化を図ります。

### 《Ⅱ 重要課題への対応》

#### 1 対象者別

##### 1 女性

- 家庭・地域における男女共同参画の推進
- 働く場における男女共同参画の推進
- 男女の人権尊重と安心して暮らせる社会づくり
- 総合的・計画的な関連施策の推進

##### 2 子ども

- 子どもが尊重される社会環境づくりの推進
- 児童虐待防止総合対策の推進
- 社会全体で子育て・子育てを支える
- 不登校への対応
- いじめへの対応
- ひとり親家庭に対する支援の推進
- 子どもの貧困対策の推進
- 総合的・計画的な関連施策の推進

### 3 高齢者

- 健康寿命の延伸と高齢者の社会参加の推進
- 医療福祉・在宅看取りの推進
- 地域包括ケアの推進
- 認知症対策の推進
- 高齢者虐待の防止と権利擁護
- 総合的・計画的な高齢者施策の推進

### 4 障害者

- 「ともに暮らす」
- 「ともに学ぶ」
- 「ともに働く」
- 「ともに活動する」
- 共生のまちづくり

### 5 同和問題

- 同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発
- 地域におけるまちづくりと人づくりへの支援
- えせ同和行為の排除
- 同和行政の総合的な推進

### 6 外国人

- ところが通じるコミュニケーション支援
- 安心して暮らせる生活支援
- 活力ある多文化共生の地域づくり
- 総合的・計画的な多文化共生施策の推進

### 7 患者

- 医療福祉提供体制の整備
- 安全、安心な医療福祉サービスの提供
- 正しい知識の普及啓発等
- 難病患者への支援の充実
- 総合的な保健・医療・福祉施策の推進

### 8 犯罪被害者等

- 平穏な日常生活への復帰の支援
- 犯罪被害者等を支える社会づくり
- 施策推進のための体制整備

## 9 その他

- ホームレス
- 刑を終えた人・保護観察中の人等
- 性同一性障害者・同性愛者等
- アイヌの人々
- 拉致被害者等

## 2 その他

### 1 個人情報の保護

- 個人情報保護制度の啓発
- 個人情報の苦情相談への対応

### 2 インターネットによる人権侵害

- インターネットによる人権侵害の防止のための教育・啓発
- 差別書き込みやネット上のいじめへの対応
- 関係機関・団体と連携した取組の推進

### 3 ヘイトスピーチ

- 情報の収集と啓発

### 4 災害発生時の人権問題

- 要配慮者の避難支援体制の強化
- 広報・啓発の推進
- 総合的・計画的な関連施策の推進

## 第4章 推進体制

1. 滋賀県人権施策推進本部を中心として、関係部局相互の連携・協力を確保しながら人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
2. 人権に関わりの深い職業従事者を対象に、人権研修や情報提供による支援を行います。  
(公務員、学校教育関係者、社会教育関係者、医療関係者、福祉関係者、消防職員、警察職員、マスメディア関係者)
3. 国、市町、NPO等とお互いに連携・協力し、それぞれの役割を果たしながら総合的な取組を進めます。

### 滋賀県県民生活部人権施策推進課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1

TEL : 077-528-3533 FAX : 077-528-4852

E-mail : [cf00@pref.lg.jp](mailto:cf00@pref.lg.jp) URL <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/jinken/>